

令和3年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和3年10月5日（火）、半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（市民委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員（敬称略）

議長 山本 卓美

市民委員 3名

庁内委員 山田 宰

坂元 照幸

担当課

学校教育課、幼児保育課、環境課、高齢介護課、地域福祉課

事務局（総務課）

課長 山本 勇夫

主査 園田 美穂

目 次

1. 「高等学校等入学準備金補助金」(学校教育課)	…	1 頁
2. 「私立幼稚園特別教育事業費補助金」(学校教育課)	…	7 頁
3. 「多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金」(幼児保育課)	…	14 頁
4. 「市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金」 (幼児保育課)	…	16 頁
5. 「住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金」(環境課)	…	22 頁
6. 「シルバー人材センター補助金」(高齢介護課)	…	27 頁
7. 「社会福祉協議会補助金」(地域福祉課)	…	34 頁

開 会（市民委員審査：令和3年10月5日（火） 午前9時）

学校教育課 補助金－4 高等学校等入学準備金補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成3年度から昨年度まで実施していた私立高等学校授業料の軽減制度に市が上乘せする私立高等学校等授業料補助金のあり方を見直し、より効果的な新たな補助をしたいとするものです。昨年までの私立高等学校等授業料補助金は、私立高校へ進学せざるを得ない家庭の経済的援助を目的として発足しました。しかし、令和2年度の国と県による高等学校等就学支援金制度の改正に伴い、私立と公立の授業料負担の格差が大幅に改善されたことから、一定の役目は終えたものと考えられます。

ただし、一方で、高等学校等の入学に際しては、公立、私立に関わらず、授業料以外にも保護者の費用負担は大きく、経済的な理由により就学困難な家庭に対しては、入学時の費用負担を軽減し、教育を受ける機会を確保する必要があると考えております。令和4年度の協議額は、生活保護の就学費等の補助項目などを参考に教材費を対象とし、近隣の公立高等学校の教材費の2分の1程度である2万円としています。

なお、4年度の総額が前年度の予算額の概ね2倍の額となっているのは、4年度のみ5年3月の卒業生と6年3月の卒業生の2学年分を計上する必要があるためです。

また、あらかじめいただきました事前質問書に対する回答について説明させていただきます。まず、1点目の対象者についてですが、まずお詫びと訂正をさせていただきます。資料で添付させていただきました補助金の要綱案には、対象者を就学援助支給認定を受けている者と記載しております。この就学援助支給認定を受けている者には要保護世帯と準要保護世帯が含まれますが、この補助金は、このうち準要保護の方だけが対象としています。この就学援助支給認定を受けている者という表現は誤りでした。申し訳ございませんが修正をお願いいたします。なぜ当初、就学援助支給認定を受けている者として要保護世帯を含めていたかといいますと、当然に経済的に困難である方というのは生活保護の方も対象になると考えていましたが、改めて生活保護制度を調べたところ、生活保護でもこうしたことに対する支給があるということがわかったため、最終的には外すべきと判断したものです。したがって、本補助金の対象者につきましては、準要保護世帯ということになります。また、別紙「現状の私立高等学校等授業料補助について」に記載の県外の進学者又は、年収720万円から840万円未満の世帯とは、本補助金の対象ではなく、別の私立高等学校等の補助金の対象を表しているものです。紛らわしい表現で申し訳ございません。次に金額についてのご質問の回答ですが、参考にしたのは生活保護費の援助項目です。その援助項目の中に教材代というものがあり、授業で使用する教材購入を援助しているのでこちらを参考

にしています。また、市内の公立学校である半田高校と半田東高校の入学時に必要な教材代が概ね3万円から4万円程度の金額でした。この半額程度の2万円にしていますが、なぜ2万円かというこれまでの予算金額と概ね同額となる金額としています。質問の1点目については以上でございます。

それから、質問の2点目です。就学援助支給項目の一覧表は、現在支援しているものですかとご質問ですが、一覧表で出させていただいたものについては、現在半田市が行っております就学支援の支払い項目を記載させていただいたものでございます。表については、参考までに添付させていただいております。以上で説明を終わります。

【質 疑】

(委 員) この補助金とは別に、私立高等学校等に関して補助金があるとのことですが、この補助金は私立高校に進学する世帯を対象にしていますか。

(担当課) この補助金につきましては、私立と公立関係なく、全ての高校に行く方を対象としております。

(委 員) この協議書をみると私立高校に進学する方への補助かと思いましたが、公立も対象になるのですね。

(担当課) はい、これまでの補助金の支給対象はあくまでも私立高校に進学する方だけでしたが、今回提案する新しいこの補助制度では、両方対象としております。

(委 員) 制度対象には外国籍の方も含まれると思いますが、漏れなく補助することができるのでしょうか。要綱では支給対象者が中学校長に対して申請書を出して、中学校長が市に申請するとなっていますが、日本語があまり得意でない外国人の方にも案内が徹底出来るのか、いかがでしょうか。

(担当課) 対象者のうち外国籍の方については、既に把握できております。補助の対象者が既に実施している就学援助の扶助対象者と同じ方となることから、市で該当するかどうかを判断できるため問題ありません。

(委 員) 参考までに教えてほしいのですが、半田市内の中学生の高校進学率は、ほぼ100%ですか。

(担当課) そのとおりです。中には就職を希望される方もいますし、年度によっての違いも当然ありますが、ほとんど100%に近くなっています。

(委 員) 進学を希望する方は、例え公立高校を落ちてしまったとしても、私立高校に行くことができる環境にあるということですか。

(担当課) そのとおりです。

(委 員) 先ほどの説明の中で、協議額の決め方については前の補助金と同額にしたと仰

いましたが、前の補助金の上限ありきで対象者の人数を考えると2万円となったのか、本当に必要な金額が2万円と考えているのか、どちらでしょうか。

(担当課) 単純に必要な経費の半分であれば2万円よりも多くなるかというところはありませんでしたが、ちょうど前の補助金予算額に近いような金額になったので、その2万円が落とすところかなというところで悩みながら決めたものです。基本的な考えは、やはり何に対して補助をするかだと考えています。教科書代だけとするのか、それとも学生服代なども加味するべきかなど考え、最初は色々なものをということで5万円ぐらいを考えてみましたが、かなり予算をオーバーしてしまうこともあり、最終的には教科書代の半分ぐらいとしています。

(委員) 前年度予算と説明されていますが、この補助金は新しく開始されるものなのに前年度予算があるのですか。

(担当課) 前年度までは、私立の高校の授業料に対する補助金というものが存在しておりましたので、それを前年度ということで説明しています。今回は完全に新しい補助金に生まれ変わったものですから、前年度という表現はふさわしくないのかもしませんが、一応これまでは私立の高校の授業料補助ということでやってきて、それを見直したところからスタートした経緯がありますので、このような言い方とさせていただきます。

(委員) 今回は違う補助金になるのに、なぜ前年ベースで検討するのでしょうか。

(担当課) 高校の入学に際して必要なお金の補助ということになると、もっとたくさん支援したいという思いがあるわけなのですが、この感覚でいくと、必要な予算は青天井になってしまう面もあります。ただ、上限は設定しなくてはなりませんので、何を上限にするかということ考えたときに参考にしたのが前年度の予算金額ということです。

(委員) 入学のために必要なものが何か認識されたうえで制度設計されているか確認するためにお聞きしました。入学準備に最低限必要なものをあげていけば、決して青天井にはならないと思います。妥当な金額を見極めるために、他の自治体の状況は調査されていますか。

(担当課) 事前質問への回答資料のなかに、高等学校入学補助金における基準の参考データがあります。1番下の③番は、同様の補助を行っている自治体が、どの程度補助しているかを調べたものです。なかには5万円や10万円補助しているところもありますし、1万5千円から2万円などとしている自治体もあり、考え方は様々でありました。

(委員) 同様の補助金を支出している自治体の算出根拠は調べていますか。

(担当課) そこまでは調べておりません。

(委員) 高校に入学するために必要なお金を支援するのですが、何にでも市がお金払えばいいというものではないですから、対象の範囲をしっかりと決めておかないといけないと思うのですが、どうでしょうか。教材代で協議額を算定していましたが、教材代に的を絞って補助をするという認識でよいのでしょうか。

(担当課) はい、それについては、教材代だということで考えています。

(委員) 協議額について質問します。協議額は2学年分を計上しています。なぜでしょうか。

(担当課) この制度趣旨から考えると、なるべく3月中に支給したいということがあり、仮に令和4年度の3月に支給を開始するとすると、今度の令和4年度の新入生が、補助制度の有り無しの狭間に置かれ、何ももらえないということが起こります。新しい制度を開始するからには、どうしても令和4年度の新入生に対しても補助したい、なおかつ、令和5年度の新入生にも対応する必要があるということで、令和4年度の予算のみ2学年分計上するということとしています。令和4年度の新入生に対しては4月に支給し、令和5年度の新入生に対しては3月に支給することを考えています。なお、令和5年度予算以降は、1学年分ということで250万程度の予算を計上していくこととなります。

(委員) その考え方は問題ないのでしょうか。そもそもこの補助金は、準要保護の世帯が対象で、お金が必要となる入学前の3月中に支払いをしてあげたいという趣旨ですよね。それにも関わらず令和4年度だけは既に高校1年生になっている方に、つまり必要なお金も全部払い終えた方に、後でお金を渡すような形になりますよね。もう払い終えた方に支給することでは、補助金の使途が曖昧に見え、制度趣旨と合わない使い方を許容することになってしまいませんか。

(委員) 対象の方も借金しているわけではないので、払い終えた方に支給する仕組みはどうかと思います。令和5年度からの入学生の方から対象にするのでは問題があるのですか。

(委員) なぜ令和4年度の新入生だけ救済しなければならないのでしょうか。それをいうならば、令和3年度、令和2年度の入学生たちは全然恩恵を受けていません。令和4年度の新入生だけ配慮する合理性があるのでしょうか。この補助の趣旨や目的である入学時に必要とされる経費の一部を補助するというのであれば、入学前に補助できるタイミングがある令和5年度の入学生からという整理をすべきでないでしょうか。

(担当課) 私たちも悩んだところです。ただ、今回この補助金の制度を改正したのも、そも

そもその前の補助金のロジックがおかしくなっているのではないかということがきっかけでした。見直しをするためにこの制度を導入したということですので、間に合うものについてはこの新しい制度で対応していきたいという思いからこうしたものです。この令和4年度の新入生については4月支給ということで、支給タイミングは趣旨からして若干遅いですが、問題ない範囲だと考え令和4年度の入学生も対象にしたということです。

(委員) 令和4年度の新入生をどうしても対象としたいのであれば、この補助金等判定会議で認めてもらったうえで、令和3年度補正予算に計上するなど、今年度予算を措置して対応をすべきではないでしょうか。ここでは令和5年度の新入生から対象とするロジックとしなければ、理屈が合わないと思います。

(委員) 確かに入学にはかなりのお金がかかるので、入学前にお金を出してあげたほうがいいと思うのですが、高校に入ってから4月でも助かるものはあると思います。確かに制度趣旨と反する部分はあるかと思いますが、移行期ということで仕方ない部分もあるかもしれません。

(委員) ただ、ここで4月の支給で良しとするならば、毎年4月支給にすればいいと思います。別に3月支給に拘る必要がなくなりますよね。4月にもお金がかかるということであれば毎年4月支給にすればいいだけで、やはり、どうしても今回2年度分を計上する説明にはなりませんね。

(担当課) 確かに理屈だけでいくと仰るとおりではありますが、令和4年度の新入生については何とか拾ってあげたいですし、今後のこれからの新入生については、なるべく3月中に支払ってあげたいという考えでいきますと、今回のこの流れにしかならないのかなと思いますが、やはり難しいでしょうか。

(委員) 支給時期の話が出たのでお聞きします。私立高校ですと2月に合否がわかることから準備に余裕がありますが、公立高校は3月初旬に入試があり14日くらいに合否がわかって3月の最後の週に学校説明会が行われるようなタイトなスケジュールで進められます。合否がわかってからの短い準備期間にお金が本当に支払えるのかなと不思議に思います。例えば教科書代でしたら、クーポンのような形で受け取ってもらって、市が後で払うなどの方法も考えられるとは思いますが。本当にその短い期間の中で、3月までに支給することができるのでしょうか。

(担当課) 実は合格した方に申請をしていただいて支給するというのではなく、受験を諦めてもらいたくないということもあり、試験を受けるという方に対してはこの補助金は準備していきたいと考えています。

(委員) 入試に受かって受からなくても支給するということですか。

- (担当課) はい。就学機会の均等を目指してチャレンジしてもらえるように、お金を準備したいという考えがございます。ここは私どもも悩ましいのですが、1回お支払いしたものを落ちたからといって還させるというのがちょっと難しいかと思っています。
- (委員) 教科書代としてということで説明されていましたが、入試に不合格で教科書代が不要な方に、教科書代を支給することとなるのはおかしいと思います。
- (委員) この補助目的では、保護者負担の軽減とのことでした。そのなかでも教科書代としたのであれば、受かっていない人にお金が渡っているのは不自然です。また、後で還していただきたいと言うことは問題ないのではないかと思います。
- (委員) この要綱案ですと、「入学時に必要となる経費の一部を補助する」と明記してあります。入学しない方に支給するという説明は通らないと感じます。
- (委員) この補助目的を達成するためには、この補助に拘る必要はなく別の方法もあると思います。たとえば、受験のときに無料の塾などを市が開設して、準要保護世帯を対象に学習塾を無料で開放して、講師を派遣するなど具体的な策は考え方次第で色々あると思います。
- (担当課) その無料の塾ですとかそういったことは別の事業でやっていたり、考えたりしておりますのでそこは一旦除外していただいたとして、教科書代であるにも関わらず、不合格だった方から返還を求めないということは仰るとおり理屈が整っていないかと思っていますので、検討の必要があると思います。
- (委員) 支援にはほかの手段もありそうですね。例えば、受験にかかる費用には補助などがあるものでしょうか。
- (担当課) 受験にかかる費用の補助はありません。
- (委員) そちらを補助する方法がよいのではないのでしょうか。そうした方が整理できるのではないのでしょうか。
- (委員) 少し議論が戻りますが、現金で支給することで起こる問題として、受け取った方が目的のために使ってくれるかということはあると思います。保護者が通信費などに使ってしまったり、子供のためにならない使い方がされているといったことはよく聞く話ですが、その中で本当に現金での支給がいいのか検討されたのでしょうか。
- (担当課) はい、私たちもそこは感じておりますし、そうした方がいるのも事実だと思います。今の就学援助制度のように、例えば給食費などをそもそももらわないという方法をとっているものもありますし、可能なものはそうしています。今回の補助金については、高校に入るときの教科書代の補助ですが、教科書を買った後に請求書をいただくのか、先にその現金をお渡しするのかというところを悩みましたが、生活が苦しいご家庭の中には、先に現金が必要な方もいらっしゃるのではないかと

いうことで、なるべく3月のうちにお渡し出来たらということで、このような方法をとることとしました。

(委員) 先ほどお話に出たクーポンのような方法もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

(担当課) 一つには事務の難しさがあります。全国には多くの学校がありますが、これらの学校に半田市のお子さんに対して、クーポンで教科書を買ってもらう必要がありますが、この方式を全ての高校や専門学校に納得していただくのは現実的にかなり難しいと考えています。また、そのクーポンを全ての対象の学校にあらかじめ配布する事務も発生します。一方で、現金の支給であれば、準要保護の対象者の方の支給に必要な情報は既に把握しているものですから、申請書さえあれば支給できます。こうした事務コストの面も考慮すると、現金での支給が一番現実的であると考えています。

(委員) 行政の補助金というのは、受ける側のニーズとマッチングしていない部分もあると思います。全国的に6人に1人、7人に1人の子供が貧困だと感じているが、親がそのようには感じていないといったことが顕著に現れてきている時代で、それがわかっていながら現金支給に拘っていますが、ここも検討すべきところであると思います。子供のことを考えるのであれば、もう少し違う方法もあるかもしれませんし、多少手間がかかってもやる意義があるかもしれません。本当に子供のためになるようなことをもう少し考えてほしいと思います。

(委員) 確かに親御さんの全員が、本来の用途と違うことに使うわけではありませんが、子供の数も減っていく中で、親御さんへの教育が必要な時代が来ていることも考えると、目的に向けて本当に効果がある補助金、またその支給方法が何かということをして是非検討していただければと思います。

【審査結果】保 留： B

支給時期、支給方法、補助の趣旨と対象者の相違を整理し、いまいちど制度設計を行った上で、庁内委員審査会により、再度審査を受けること

学校教育課 補助金－5 私立幼稚園特別教育事業費補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は、令和元年まで実施していた、主に私立幼稚園の運営を補助する私立幼稚園補助金を見直し、独自の特別な事業に対し、市が幼児教育の振興に寄与すると認めた場合に、事業費の補助をすることとしたものです。

現在、半田市においては、保育園、子ども園、公立の幼稚園、私立の幼稚園などが存在し、ニーズに応じて選べる保育・教育が一つの魅力となっています。市内公立幼稚園では、めざす子ども像として「よく考え、自ら行動する子」や「人の話をよく聞き、自分の思いを言える子」など生きる力を育む教育を実践しています。一方、私立幼稚園では、英語教育や体育遊びなど多様化する保護者や時代のニーズに柔軟に対応した特色ある教育を実践しています。

本補助金は、公立幼稚園では、実施し難いものの、保護者のニーズに応える特色ある教育の実施に対し、事業費の2分の1を補助するものです。補助限度額の90万円は、事業の実施に際し概ね200万円程度が必要になると想定したうえで、令和元年度までの補助額を超えないよう設定したものです。

事前質問についても説明をさせていただきます。

事前質問の1点目でございます。趣旨を考えると私立幼稚園と公立幼稚園の教育水準が乖離していくように感じられるということ、そして、私立幼稚園では公立幼稚園で実施していない特別教育プログラムは既に実施しているとあることから、既に実施しているものについて補助するのであれば、公立幼稚園のプログラムを充実させたほうが良いと思うがいかがかとご質問いただきました。回答といたしましては、説明のところで触れさせていただきました公立の幼稚園では、そういった生きる力を中心に、独自の教育をやっている一方で、私立につきましては、こういった、英語など実践的なそういった教育をしているということで、それぞれ、教育の趣旨だとか理念というものが違っております。そういったところで、違いが出ておるというところで、あくまで公立幼稚園の考え方というのが重視しておるものが違うということでございます。それから、例えば公立幼稚園で、こういったことをやったらどうかということでございますけれども今の説明の繰り返しになってしまうと思うんですけれども、公立幼稚園でやりたい教育と、私立の幼稚園でやりたい教育というのが違うというのが一つ、あと公立幼稚園のほうで、そういった新規の事業をやった場合には、かなりの準備と費用が必要となるということで、の理由となっております。

そして、二つ目のご質問でございます。つばさ幼稚園と、長根幼稚園で県の補助金が違うということ、それがどのように算出されているかということでございます。

愛知県の私立の幼稚園の補助金につきましては、経常的な教育用の管理費や人件費をそれぞれ補助対象経費として2分の1の補助で、交付しているようでございます。少しこのあたりにつきましては、申し訳ございませんが愛知県の補助の内容となりますので細かな詳細についてはちょっとわかっておりません。ただ、今回の私たちの補助金の補助対象と考えている特別教育の事業につきましては、県の補助の対象外経費となっております。それから、各園で実施されている特別教室で市が考えているものを、例えば毎年、おおむね200万

円以上になると考えておりますが、この事業に対して、毎年補助金の申請を出していただきまして、事業計画を出していただく。事業計画の中で、こういった事業をやっていきたいというものを表現していただく。私たちは、その事業が、半田市の幼児教育の振興に寄与していると認めたものに対して、そういった認めた事業に対してだけ補助金を払っていくという、そういう考え方でございます。あくまでその長根幼稚園とつばさ幼稚園に毎年90万円出しますよということではございませんで、それぞれから出していただいた事業計画に基づいて、その2分の1を補助するというものでございます。

【質 疑】

(委員) 確認させてください。私立幼稚園は、市の教育方針に従う必要はないということではよろしいでしょうか。

(担当課) はい。そうです。

(委員) 市の教育委員会は関与出来ないということですか。

(担当課) そうですね。ただ、日頃の関係性がありますので、市民から苦情や通報があれば、お話をすべきかとは思いますが。

(委員) 法的に指導監督をする立場にはないということですね。

(担当課) はい。

(委員) 市が指導監督する立場でないとする、どこが監督するんですか。

(担当課) 愛知県に私学の担当があります。そこでこうした補助金を取り仕切ったり、毎年経理の報告などを受けているようです。

(委員) 先日保育園の園児さんが送迎バスの中で、1日閉じ込められて亡くなった事件がありました。その時は県の方が監査に入られてたようですが、半田市も長根幼稚園とつばさ幼稚園に関しては、県の管轄の監査となるのですか。

(担当課) はい。そのとおりです。

(委員) 今、公立の幼稚園は定員割れしていると認識しています。この状況で私立幼稚園にお金を払うことで、私立幼稚園人気に拍車がかかってしまうようなことはないのでしょうか。公立と私立で差がある今、この補助をしなくてはならないことが理解できません。

(委員) 公立もあって私立もあるという半田市の教育の多様性という価値は非常にあると思うので、私立幼稚園には頑張ってもらいたいですし存在することは非常に大事なことだと思いますが、この補助金を払わないとそういう教育が出来ないのでしょうか。この補助金を支出することによって、市の目指すより高い目的、幼児教育の振興に寄与するのでしょうか。その必要性の部分に疑問があります。

- (担当課) 今回の補助金については、運営費補助ではなく事業費補助です。補助対象とするかどうかについては、園から申請していただいた事業に対して、半田市がやっていただきたいような内容であるかどうか判断の基準になると思っています。その中で、今まで私立幼稚園でやっていたことをそのままやるのであれば、補助の対象にする気はありません。私立幼稚園では、例えば目新しいような、特色のあるような時代のニーズに合った、あるいは保護者のニーズに合った事業をやっていただきたいので、そうした事業に補助金を支出していきたいと考えます。
- (委員) 私立幼稚園は、既に外部講師を招いて英語教育や音楽もやっています。この補助で何が変わるのですか。
- (担当課) 単に英語教育をやっているということであれば、昔から何も変わりませんが、英語教育と一言で言っても様々なやり方があると思います。そうしたところで、中身を新たに時代に即したようなものを想定しています。
- (委員) それはやり方の話ですね。この補助で何が変わるかをお聞きしたいです。
- (担当課) 例えば、外部講師を招く点は同じでも実施していただける内容は、ある程度チャレンジなことや目新しいことをやっていただけるなど、変わるのではないかと思います。
- (委員) この補助金を支出することで、本当にそこまで変わるか疑問です。
- (担当課) そこは、事業計画を見ながらヒアリングをして内容を確認しながらやっていこうと思います。
- (委員) 聞き方を変えますが、補助金を支給することで、どのように変わることを期待しているのですか。
- (担当課) 多くの保護者が私立幼稚園に子供を通わせている現状があります。私たちは指導監督する立場ではありませんが、私立幼稚園でよりよい教育がなされれば、半田市民のためになると思っています。こうした補助によってマンネリ化した教育ではなくて、やり方が進歩してどんどん教育のレベルが上がっていけば、これは市民にとって価値があることだと考えます。
- (委員) 補助をしないとできないという認識ですか。
- (担当課) できないということではないと思います。ただ、そうしたことを実施していただけるように補助をしていきたいというものです。
- (委員) 他の委員も発言されましたが、この180万円を私立幼稚園に出していけば、ますます私立人気が進んでしまうように感じました。こうした取り組みは公立の幼稚園でも試して、公私どちらも特色あってより質の高い教育となればいいかなと

思います。

(担当課) 公立幼稚園のことも担当ですので、そうしたことはしっかりと考えていかなければいけないことだと思っています。ただ、私立の幼稚園に補助金を出して私立で色々なことをチャレンジしていただくということと、公立幼稚園をよりよいものにしていくことは別問題だと考えております。例えば公立幼稚園で英語教育を導入するかということも当然公立幼稚園の中では考えています。今後は変化していくかもしれませんが、今の公立幼稚園の教育の考え方では、英語教育はまだそぐわないものと認識しています。今、公立幼稚園で一生懸命にやっていること、公立幼稚園の役割として一生懸命やるべきことというのは、例えば、よく考えて自ら行動していけるような子ですとか、人の話をよく聞いて自分の思いをきちんと伝える子ですとか、人とのコミュニケーションがしっかりとれる子にしていくこととしています。公立幼稚園はこうしたところに力点を置くべきだということで進めていますので、私立幼稚園と公立幼稚園の理念、目指すところが違っていることはご理解いただけたらと思います。

(委員) 子供の親が、どこに行かせたいかということを考えると私立に傾き過ぎているような感じは受けます。

(担当課) 公立幼稚園に行きたい人が減っているという問題ですが、これは教育の内容だけの問題ではないと分析しています。例えば、一つは給食がないということ、それから、預かり時間が短いこと、これらが決定的に公立幼稚園に足りないもの、人気のない理由だと考えていまして、それはそれで別に進めていくと考えています。

(委員) この補助金にかかる予算も、公立幼稚園のために使えばいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(担当課) 例えば公立幼稚園で給食を提供すること、それから、預かり時間を長くしようとしていること、これは別の事業で今検討して進めている最中です。

(委員) 私立幼稚園は、様々な選択肢の中で親がお金をかけてでも通園させたいと考えられていることかと思います。私立幼稚園の決算書を見ると、保育料が徴収できていない不能金額は0ですから、保護者の方もお金を工面して授業料を払っているものだと思います。この補助金が、どのように発案されたのかわかりませんが、保育園は無償化になったけれども幼稚園に通わせる自分たちは何もないといったことから、公正さを考えられたこともあるかと推測しています。それであれば、やはり私立幼稚園に補助を出すのではなく、特別教育で支払う月謝がある保護者に補助を出すことも方法の1つではないかと思います。課長は、補助によって今行っている教育より質の高い教育ができるものだと仰いますが、1 2 個ぐら

いクラブがある幼稚園もあるなかで、これ以上できるのかなと心配にもなります。

(委員) 私立幼稚園は、補助しなくてもしっかりお金があることが決算書から見えます。当然緊急的にお金が必要なわけでもありません。市の補助金180万円を豊かな、運営が上手に行っているところに払う意味があるのかということは率直に思いました。

(委員) 園に対しての補助ではなく、月謝が少しでも安くなるように保護者に対して補助するならば、保護者とする半田市が応援してくれているといった気持ちになると思いますが、どうなのでしょう。

(担当課) 仰るように、保護者に対して補助をするのか、園に対して補助をするのかということは、私たちが非常に悩んだところです。保護者に対して補助するということは、幼稚園の立場からしますと、半田市民で幼稚園に通っている子は補助がありますが、補助がない自治体から通っている子は補助が出ないといったことになることから、幼稚園としてはやりづらいということもあります。こうしたことも考慮しているところです。そもそも、この補助の考え方は、園への補助ということからスタートしていることもあります。お金をかけてでも通わせたい教育内容であるから保護者の方は私立幼稚園を選択するとしたときに、私立幼稚園に通わせる保護者の方たちのニーズとは、やはり私立幼稚園でやっている特別な教育だと思いました。そうしたところはますます発展していただきたいと思いますし、完全な新しいメニューを増やすということではなくとも、今やっていることをよりグレードアップさせるですとか、より新しいものに更新するなどに取り組んでいただけるように補助を出すのが良いと判断をしました。

(委員) 決算書を見ると、県補助金で6000万円が入っているなど裕福な印象は受けるところです。市の補助金90万円はどこにも記載されてもいません。180万円をどのような使い方をするかという議論もありましたが、公立の方も充実させていきたいと話があったことを考えると、仮に私立幼稚園は補助の意識もあまりないとすれば、公立の方を充実させていくように少しずつシフトしていったらいかがでしょうか。

(担当課) 以前の市の補助金は、令和元年の支出で止まってしまっていることから、この決算書には出てこないということがあるのですが、仰るとおり県からの補助金と比べたら、市からの補助金の180万円なんて本当に小さい額です。しかし、その姿勢といいますか、市として私立幼稚園を応援しているということ、特別な教育をやってくださっていることを市が応援しているということが、この事業の1つのポイントではないかと思っています。補助金額も、年度によっては申請額が90万

円満額ではなくて、50万円になる年もあると思います。あくまで補助限度額が1園90万円ですから、当然、その事業に目新しいものがなければ補助額が少なくなります。それでもやはり、私立幼稚園を応援して補助金を出していること自体には意義があるものと考えます。

(委員) 補助上限があることもあり、普通に考えると申請する側は申請額90万円が出されることが通常だと思います。90万円でないことは、起こらないと思います。

(委員) 確認です。来年になると花園にもう1つ私立保育園か幼稚園ができるのでしょうか。そこにもまた90万円支出することになるのでしょうか。

(担当課) 花園にできるのは私立保育園ですから、この補助対象とはなりません。

(委員) 私立幼稚園には、どのような家庭の子が入ってるか把握はできているのでしょうか。準要保護世帯の子が通っているということはないですか。

(担当課) 実はそういう視点では、確認をしたことはありません。通われている可能性はあると思います。

(委員) 半田市民でない子も通っていますよね。半田市の税金による補助金により、他の自治体の方も便益を受けることについてはいかがでしょうか。

(担当課) 半田市民でない子も通っています。例えば、この補助金が保護者負担の軽減にターゲットを絞って補助を出す場合、例えば英語教育に対して補助を出すとすると、この英語教育を受け、追加費用を市が負担するという補助金だとしたならば、半田市以外の子供たちにも恩恵があることになろうかと思いますが、あくまで今回狙っているのは、そういう教育自体をやっていただきたいとして園に補助するものです。公立と私立の特色を出すというところで、私立に是非やってもらいたい市の施策をお願いするという意味で、効果がある制度だと思いますし、支出したお金が半田市民の保護者のためだけでなく、他市の保護者にも恩恵が出るといったことについても、通っているなかには半田市民も大勢いるわけですし、子供をどこに通わせるかという多様性という観点からも認めていただきたいと考えます。

(委員) 市外の方は、その自治体から補助があったりはしませんか。

(担当課) いまは近隣の自治体でそうした補助があるとは把握しておりませんが、今後補助が入ることになれば、見直しの機会になるかと思います。

(委員) わかりました。是非、意味のある補助となるように取り組んでいただきたいです。

(委員) 最後にお聞きします。新しいことをやってもらえているかどうかはどの程度チェックできるのですか。

(担当課) 事業の申請時に事業計画をもとにヒアリングを行いますし、最終的に実績報告書を出していただいたときには、そこでまたヒアリングをすることで確認していきます。

【審査結果】承認：A 2（承認条件）

- ① 公立幼稚園の市民ニーズを踏まえた充実をセットで考えていくこと
- ② 経営が安定している私立幼稚園へ補助を行うことの意義を整理すること

幼児保育課 補助金－3 多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金

この補助金は、「子ども・子育て支援法」に規定された「地域子ども・子育て支援事業」のひとつである、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」の実施要項が、令和3年4月1日に一部改正されたことに伴い、幼児教育保育の無償化の給付を受けていない、多様な集団活動を利用する幼児の保護者が支払う利用料、いわゆる保育料を補助する「多様な集団活動事業の利用支援事業補助金」を制定し、保護者の経済的負担の軽減を図りたいとするものであります。

本補助金の対象者は、保育園や幼稚園、認可外保育所などに通わない、いわゆる「多様な事業者が実施する保育施設」を利用する保護者となりますが、半田市においても実際の利用者が1名いることを確認しています。今後もこうした施設を利用する保護者に対する経済的負担の軽減が可能となり、その効果が期待できることから、継続的な交付が必要であると考えています。

令和4年度の協議額は、利用人数が1人であることから令和3年度と同額の24万円としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。また、この補助金の負担割合については、国3分の1、県3分の1、市3分の1となっており、各年度末に愛知県に事業実績を報告し、国の負担割合を含めた、県からの交付決定を受ける予定です。

なお、質問一覧表の6ページに記載していますが、委員から事前にいただいた「多様な集団活動は具体的にどのような場所で実施される事業ですか」との質問に対する回答については、「幼児の自然体験をはじめとする体験活動の機会が減っている中、幼い頃から自然と触れ合う機会を与えるため、公園等で自然体験活動を基軸とした保育・教育を行っている事業が対象となります」とさせていただきますので、よろしく願いいたします。担当課からの説明は以上です。

【質疑】

（委員）多様な集団活動事業の事業者とありますが、具体的にどの団体が行っていますか。

- (担当課) 半田市在住の児童が通っているのは、自主保育グループあおぞらという団体です。名古屋市緑区の大高緑地公園を中心に活動している団体です。
- (委員) 自主団体ということは、法人格を持っていないということですか。
- (担当課) そのとおりです。
- (委員)他にこういう団体は、近隣だとどれぐらいあるのですか。
- (担当課) 県内の多様な集団活動事業をまとめた資料の中では、森のようちえんあおりんこなどの記載がありますが、概ね4つほどあると聞いています。
- (委員) この要綱を見ると、対象となる施設の基準が別表に書いてありますが、この基準を満たす団体かどうかというチェックはどのように行うのでしょうか。
- (担当課) チェックについては、もちろん愛知県も補助金を出している以上きちんとチェックすると思いますし、市としても例えば現場に行き確認するなど、自主保育グループあおぞらにコンタクトをとってきちんと精査する必要があると考えています。
- (委員) 県の基準と市の基準は違いますか。
- (担当課) 同一です。同じですが、補助要件の確認については、先に申し上げたとおり県だけでなく市でも行う予定です。
- (委員) 対象者の数について質問です。1人分のみ協議額に計上されていますが、引越してきてその施設を利用するなど、対象者が増えるケースもあると思います。協議額は1人分で大丈夫でしょうか。
- (担当課) 仰るとおり複数になる可能性もありますが、今現在通われている方にかかる分のみとしています。この事業を活用したいという方がもっと多くいて、2人3人と増えていくという想定があればそういった協議額の置き方も考えられますが、数でいうと稀なケースですから1人分を計上することとしたいと考えています。
- (委員) 補助金は児童の保護者に直接お渡しするのですか。
- (担当課) そのとおりです。
- (委員) 補助金の額は、上限が月額2万円で、それ以下になることもあるということでしょうか。
- (担当課) 利用する事業所によって利用料の設定をしています。この月分の利用料が補助対象経費となり、2万円を上限としています。例えば利用料が1か月1万円であれば、1万円となりますし上限に達しないこともあります。
- (委員) 多様な集団活動事業を行う団体を指導監督する立場というか、許認可のようなものがあるならば、それはどこの管轄になるのでしょうか。
- (担当課) 保育所に関しては認可保育所、認可外保育所といった区分がありますが、この団体はそれ以外になると思います。認可外保育所に近い保育所だと思いま

す。そうしますと、問題なく保育を行っているかどうかという監査指導については、愛知県がその役割を担うこととなりますから、多様な集団活動事業を行う団体についても、愛知県が実施すると思います。

(委員) こうした団体に、愛知県から他の補助金が交付されていることはありますか。

(担当課) それについては把握しておりません。

(委員) どのように経営しているのか気になるところですが、児童は何名ほど通われているのでしょうか。

(担当課) 施設によっても違いがあると思いますが、正確な数字でなく申し訳ございませんが、把握しているなかでは5人ほどの人数になっています。

【審査結果】承認：A1（指示事項なし）

幼児保育課 補助金－4 市立保育所民営化に伴う引継ぎ・共同保育に関する補助金

この補助金は、市立保育所の民営化に伴い、円滑な移管を図ることを目的とし、移管先事業者が、移管を受ける市立保育所へ、引継ぎ・共同保育を実施するために職員を派遣する事業に対し、補助を実施するものです。半田市では、令和元年度に策定した「半田市保育園等公民連携更新計画」に基づき、市立保育所の民営化を今後推進していきませんが、本補助金を交付することで、民営化に伴う円滑な移管が期待できることから、継続的な交付が必要であると考えています。

また、令和4年度の協議額ですが、園長・主査の各1名については、年間を通して週1日勤務として年間60日、クラス担任保育士16名については、12月から3月までの4か月間、調理員6名については3月の1か月間に要する人件費として、半田市が定める会計年度任用職員及び任期付き職員に用いる単価を上限に、各々の対象人数・対象期間から、合計1,863万4千円としており、その積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。

なお、この補助金は市単独事業としており、全額を一般財源で賄うこととしております。また、今回対象となる花園保育園の民営化に関する選考方法や選考結果、今後のスケジュールなどについては38ページ、引継ぎ・共同保育予定表については39ページに掲載しています。担当課からの説明は以上です。

【質疑】

(委員) 民間委託先の事業者を決定するプロポーザルの際に、この補助金を支給することを説明しているのでしょうか。

(担当課) はい、募集要領に記載してあります。

(委員) 事業者からすると、この補助金はもらえるものと思って応募してきたということですね。そうであれば、そのプロポーザルを実施する前に、この補助金等判定会議で審議しておくべきだったのではないのでしょうか。会議の決定内容によっては、事業者にした説明と差が出てしまう可能性があると思います。

(委員) 確認ですが、プロポーザルの段階ではこの補助金について、どこまでの条件設定がされているのですか。

(担当課) 募集要項における記載を説明いたします。引継ぎ共同保育等については、引継ぎは令和4年4月1日から令和5年3月31日までに施設長予定者及び主任保育士予定者が引継ぎを行い、また年間を通じて行事等に参加することにより保育の状況を把握すると記載しています。また、共同保育について、令和4年12月1日から令和5年3月31日に、各年齢1名のクラス担任保育士予定者の計6名が、花園保育園で半田市職員と共同で保育にあたることにより、円滑な移行に努めるとしています。引継ぎ共同保育に要する経費については、半田市が、予算の範囲内で従事した者の人件費相当額（上限あり）を支払うこと、また、その他として調理員等の業務についても、新設保育園の開園までに確実に引継ぎを行うこととしています。

(委員) 具体的な数字は要項には記載していないということでしょうか。

(担当課) 予算の範囲内という記載をしています。

(委員) 今の説明のなかの6人という数字は何を指すのですか。協議書の積算根拠には、クラス担任分として16クラス分計上されていますが、これとは違う意味でしょうか。いまの花園保育園は何クラスあるのですか。

(担当課) 今現在はクラスとしては14クラスあります。1歳児は3クラスです。2歳児が4クラス、3歳児3クラス、4、5歳がそれぞれ2クラスの合計14クラスとなります。

(委員) なぜ14クラス分とはならないのでしょうか。

(担当課) 新しい保育園では、0歳児クラスを新たに2クラス追加しようと考えており、合計16クラス分となります。このクラスにかかる職員に、引継ぎ共同保育で来ていただきたいということです。

(委員) 新しく設置するクラスは、何を引継ぎするのですか。

(担当課) 引き継ぐクラスがないといえばもちろんそうですが、それだけではなく、花園保育

園での保育の仕方についても把握していただきたいと考えています。新しい保育園でのやり方は当然ですが、今回テーマにしているのは、子供たちが円滑にきちんと新しい保育園に行くために必要な引継ぎということも目標にしているものですから、新しいクラスの担任となる方にも、例えば1歳児2歳児のクラスに入ってもらって、花園保育園での保育の状況を把握していただきたいという思いで16人という想定をしております。

(委員) いまの5歳児クラスは、もう卒園していってしまうから、引継ぎも何もないのではと思いますがいかがですか。

(担当課) 5歳児については卒園はしますが、また新たに4歳児が上がってきます。先ほどの理由と同様ですが、半田市の保育の内容を理解していただきたいということで必要と判断しています。

(委員) 各年齢1名のクラス担任保育士予定者が共同保育にあたるとしている意味を確認させてください。共同保育に必要な人員は、16クラス分ではなく0歳から5歳の各年齢で1人ずつの計6人でよいということですよ。

(委員) 募集要項で6人としているということは、補助金額も16人分ではなく6人分でのよいのではないのでしょうか。

(委員) 少なくとも、学年の主任クラスの方が1人ずつ共同保育にあたってくださいますというだけなので、各クラスの保育士が皆共同保育にあたるという条件としていないことは明らかですよ。

(担当課) 募集要項での記載事項と、協議書における積算根拠に相違があり申し訳ございませんでした。こちらの認識が混在してしまっており、募集要項では各年齢で1人ずつ、協議書では各クラスで1人ずつという異なった考え方となってしまうところですが、募集要項で6名していますので、そちらを優先することが当然だと思っております。したがって、16人分と出させてもらいましたが、6人分と修正させていただきたいと思っております。誠に申し訳ございません。

(委員) あわせて確認しますが、調理員についてはプロポーザル時にどのような条件を設定してありましたか。

(担当課) 募集要項では、調理員等の業務については新設保育園の開園までに確実に引継ぎを行うこととだけ記載しています。

(委員) 協議額の積算根拠の6人は、どのような考えですか。

(担当課) 現在、調理業務を業者に委託しており、実際に6人でやっております。調理員の配置には、5人と加配1人という半田市の基準が設けてあります。この1人についてはどちらでも構いませんが、5人は必ず配置していただくこととし

ており、受託業者はこの1人も配置して6人でやっていますから、同様に6人という人数を計上させてもらいました。

(委員) 調理員のなかにもチーフのような役割の人がいるのですか。

(担当課) はい、おります。

(委員) 6人ということはスタッフ全員ということですよ。このような職種はチーフ的な人が1人引継ぎをすれば十分じゃないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

(担当課) そうですね。そういう意見もちろんありますが、やはり全員が半田市の調理の内容について把握をしてもらいたいということ、あるいは、ただ単に調理をするだけでなく市が大事にしている食育について理解していただきたいということ、また、アレルギー対応ですとか調理員に求めるものは多岐にわたるものですから、チーフの方だけではなく新しい保育園で調理員として働かれる方々全員にきちんと引継ぎたいという思いから、6人としているところです。

(委員) 調理員の引継ぎの仕方についてですが、調理するときに全員が調理室に入っていくようなことはしないですよ。もちろん調理室で調理の仕方について教えてもらうようなことはあるにしても、引継ぎ人件費として6人分を支出する合理性がないように思います。

(担当課) そうですね。申し訳ございません。協議額を1人分に修正させていただきます。

(委員) この補助金は、令和4年度の予算ということで計上されていますが、令和5年度以降も発生するのですか。終期が無しとなっているので、わかりませんでした。

(担当課) 今回の花園保育園の民営化については令和5年4月にスタートしますので、令和4年度予算に計上しているところです。今後半田市の保育園は民営化していく計画ではありますが、まだ具体的に次が何年と決まっていないものですから、令和5年度以降の予算については、今のところまだ白紙の状態です。

(委員) 花園保育園についても、令和5年度以降もあるのですか。それとも、花園保育園については今回限りだが、この補助金自体は継続させていくということですか。

(担当課) はい。花園保育園については、令和4年度の補助金限りとなります。

(委員) 現在花園保育園でお仕事されている方は雇止めされるということですか。

(担当課) いえ、そうではなく基本的には他の公立保育園で引き続き働いていただきます。

(委員) 調理員はそのまま残ってもらえばいいような気がします。もちろん民間委託ですからそう簡単にいかないのは承知の上ですが、そうすれば引継ぎの必要もないしこうした補助も必要ないですよ。

(担当課) 実は花園保育園の調理業務については既に民間委託をしています。今は委託業者が半田市の指導に基づいて調理を行っていますが、引継ぎに関していえ

ば、この業者から半田市の調理の仕方を学んでいただいて、新しい業者が新しい保育園で調理をしていくという形になります。雇止めかと言われれば、調理員に関してはそこで契約は切れることとなります。

(委員) 委託業者は、1年に1回入札をしているのですか。

(担当課) 安定的な業務運営のために複数年契約を取り交わしています。

(委員) 普通、複数年契約であっても単年契約であっても同じですが、業者の方が変わるときというのは、引継ぎの事務作業なんてそんなに長い期間やっていないようなイメージがあります。説明の中で半田市の調理という言葉がありましたが、この期間をかけて引き継ぐ内容かどうかという点ではいかがなものでしょうか。それに、プロポーザルで選定されたということは、ある程度半田市の求める基準に沿った運営ができるものと認められたということですから、そんなに丁寧な引継ぎが必要ないようにも思えます。今後も民営化の流れがあるということは、ここで認められた補助内容がベースとなっていくと思いますが、民営化することはいいものの、それにかかる引継ぎにこれだけ補助を出していくのもどうかと思います。補助の初年度でありますし、今後を決める大事なポイントであることを考慮しても、補助内容をもう少しスリムにできる可能性はあるように感じます。

(担当課) 仰られるように手のかけ方といいますか、その補助の仕方の部分にはもちろんそういった意見もあるかと思えます。しかし、やはり私どもとしては一番影響を受けるお子さんのことを考えて判断させていただいたところです。私どもも先進的な取り組みをしている他市町に行って視察をさせてもらっていろいろな意見を伺いました。県内でも民営化は各地で行われていますが、やはり引継ぎ・共同保育というのは欠かせないと伺っています。新しい先生にきちんと慣れてもらうことは非常に大事なことだと聞いておるものですから、この期間設定をさせていただいています。調理員につきましても、3月の1か月と期間を設定させていただきました。3か月は過大でもこの1か月があれば、十分半田市の調理のこともきちんとお伝えもできると思えますし、妥当な期間設定だと考えています。

(委員) 共同保育についても、半田市の保育の理念を伝える必要があるということでしたが、このあたりは園長などに伝えて、それを各クラスの担任に伝えてもらうことで済む話ではないでしょうか。また、期間も4か月必要でしょうか。

(担当課) 現場で働いてもらう保育士には、園長からの伝達ではなく、現場の保育の仕方なども総合して、きちんと保育士から保育士へ伝える必要があると考えています。また4か月の設定については、短く過ぎても長すぎてもよくないとは思っておりますが、1年の3分の1あれば十分に引継ぎが行えるものと考えてこのようにし

ています。

(委員) 保育士は、新人で入ると初めからクラスを受け持つのですか。

(担当課) 初めからクラス担任を受け持つことはあります。その新人の保育士と今回のこの引継ぎとを比べることが正しいのかわかりませんが、確かに言われるように新人の保育士についてはそうした引継ぎなくクラスを受け持ちます。

(委員) そこは主任保育士や園長がきちんと指導していくのですよね。同じだと思いますが。

(担当課) ただ、何度も伝えていますが、半田市の保育というところでは、きちんと認識をしてもらいたいという思いがありますから、それについては、きちんと上部だけでなく直接伝えたいと考えます。

(委員) 先ほど、現在の保育士は他の園に再配置するという話でしたが、他の保育園が定員不足であればそれでいいと思いますが、余力があるのに再配置とすると余ってきますよね。この場合、この方たちは転籍とした方がよいのではないのでしょうか。これからも民営化を進めていけば、保育士を余らせてしまうこととなりますし、民間委託先では新たに保育士を雇用して、それに対して市も補助も出すとなると、矛盾しているように見えてこないのでしょうか。

(担当課) 保育士の雇用の現状は、世間でも伝えられているとおり、保育士不足が非常に深刻です。他の園についても、正規の職員は不足していて臨時職員で補っています。しかし、この臨時職員もなかなか集まらない状況です。今回民営化した園の保育士については、そうした臨時職員で補っていたところに配置をします。これが適正な配置と考えていますし、今後保育士が余ってくるのではないかという話がありましたが、臨時職員に代わるところに配置すると同時に、今は特別な支援が必要なお子さんがある園に、保育士を多く配置する必要がある状況です。したがって、今後、保育士が余ってくるという状況は想定できません。また、民営化した保育園に転籍した方がよいということについても、正規職員ですからそうしたことは考えておりません。ただ臨時職員で働いている方は、もしそういう御希望があれば、新しい民間の保育所に移る可能性はあります。

(委員) これから保育園の数は減ってくるが、保育士の数は減らさないとすると人件費の比率は上がってくるわけですよね。それはいいのでしょうか。

(担当課) 例えば採用で抑えていくなど、どんどん増やしていくのではなく、適正な数ということを考えて人員は登用します。また、退職者に対して同じだけ補充をするわけでもないですから、無駄な人員が出るようには決してならないよう、採用計画の中では考えられています。

- (委員) ということですか。民営化の場合でも、保育士には市に残ってもらったほうがいいということですね。わかりました。
- (担当課) はい、まず保育士確保が本当に難しいのが現状です。特殊な職種に加え、当然、結婚して退職される方もいますし、産休育休に入られる方もいますので、非常に回しが難しい職種です。こういうところで、臨時職員で補っているところではありますが、正規職員を配置できるのであれば、これは市の保育にとっては確実によいことであると思います。
- (委員) この件に関して、ホームページに周辺住民への説明会のやりとりが載っていました。この中で、道路が狭くてこれからバスの行き来、あるいは遠くからの送り迎え、そういうもので道路が非常に混雑するんじゃないかといったことを心配されていましたが、解決したのでしょうか。
- (担当課) まだ解決はしておりませんが、状況は重々把握していますから、保育園への東側からのアクセスと西側からのアクセスもスムーズにできるようにしたいと考えています。現状でも多少混雑しているものですから、時間帯によっては難しい面もあるかもしれませんが、影響がないような配慮はしたいと考えています。今後の整理すべき課題の一つと認識しています。
- (委員) そうですか。通勤時間帯にあの狭い道ですから、ぜひご対応をいただきたいと思います。

【審査結果】承認：A 2（承認条件）

引継ぎ・共同保育に係る補助対象人員を、クラス担任 16 人を 6 人、調理員を 6 人から 1 人に減員すること。

【減額承認理由】

引継ぎ・共同保育に係る補助対象人員が過大であり、業者選定のプロポーザルに提示した条件を満たす最小限人数で実施可能であると判断したため。

環境課 補助金－1 住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金

まず経緯と目的から御説明申し上げます。第 7 次半田市総合計画及び第 2 次半田市環境基本計画に掲げた 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けては、市民、事業者、行政がそれぞれ二酸化炭素の排出量削減に取り組む必要があります。特に、再生可能エネルギーの利用促進は重要であることから、家庭における太陽光エネルギーの有効活用を図ることを目的に、購入設置費に対して、愛知県との協調補助により補助金を交付し、導

入の支援を行うもので、新規で令和4年度から実施したいとするものです。

県内では、令和3年度時点で46の市町村で住宅用地球温暖化対策設備に対する協調補助を実施しています。補助金の交付により、家庭における二酸化炭素排出量の削減、再生可能エネルギー利用への転換を図ることができます。また、各家庭でのエネルギーの自給自足を促進することで、災害時の電源確保が可能となり、災害に強いまちづくりにも寄与することができます。

さらに、本補助は愛知県との協調補助となるため、半田市民の県民としての公平性も確保することができます。補助単価については、愛知県補助要綱に定められている補助基準額を、件数については、人口規模の近い7市の件数を参考にして協議額を算出しています。

【質 疑】

(委 員) 財源について教えてください。県費の補助のほか環境保全基金を使いますが、この残高は何年くらいもつ想定ですか。見込みを知りたいです。

(担当課) クリーンセンター近くにある太陽光発電の売電収入が毎年1,000万円ほどあります。これを基金に積み立てていますから、この補助金の支出分は賄えるものと思っています。また、ご寄附も基金に積み立てていくことから、年末残高は今後も増えていく見込みです。

(委 員) 一体型の補助は、新築だけが対象ですか。

(担当課) 中古の住宅も対象にしており、導入する設備が新品であれば対象となります。

(委 員) 既存の家でも、これを新しく設置すればこの補助は出るということですね。

(担当課) はい。ただし、中古住宅にもう既についているケースは、対象とはなりません。

(委 員) 蓄電池の補助に関してお聞きします。これは愛知県との協調補助なので県の考え方もあるのかなと思いますが、蓄電池のみの補助で、二酸化炭素は減るのでしょうか。

(担当課) 今までの固定買取制度の中で、買取額が高かったときには、自宅で使うというよりも売って投資したお金を回収することに重きが置かれていました。しかし、買取制度が終わりに近くなってきた世帯は、極端に買取額が下がってきます。高い買取価格の時は、蓄電池自体も高かったのでセットで買っている方があまりいりませんでした。この補助によって蓄電池を入れてもらって、余剰した分は売るばかりではなく自分のところでためて自宅で使ってもらおうということで、二酸化炭素の削減をすすめていきたいという考えです。

(委 員) HEMS(家庭用エネルギー管理システム)が入っていないなくても、そのようなことは可能ですか。

(担当課) 基本的にH E M Sがなくてもできると思います。H E M Sは、もとの単価がそんなに高くなく、10万円ぐらいです。それに対して愛知県も1万円ぐらいの補助しかなかったということもありましたから、半田市はH E M Sを見送って、とにかく高額な蓄電池に補助をしていきたいと考えています。どうしても設置費込みで150万円くらいかかるとなると、まだまだ高額ですから、そこに対する補助をつけて、できればH E M Sが入っている家庭も入っていない家庭も、これをきっかけにセットで導入していただけたら良いと考えています。

(委員) 蓄電池には寿命があると思います。補助の回数に制限などはありますか。

(担当課) 要綱の中では1設備について1回という考え方をしていますから、とりあえず1回で終わりとなります。設備に関しては何度も何度も補助を出すという考えはありません。

(委員) 買い替えだとしてもですか。

(担当課) 買い替えの場合も補助の対象にはしません。1回補助を受けていけば1世帯1回と考えています。

(委員) 資料56ページの愛知県の補助内容一覧に、一体的導入とか単体導入にそれぞれ4種類ぐらいメニューがありますが、このうちの例えば単体導入で蓄電池を採用した場合は半田市からの補助と愛知県の補助があるのですが、燃料電池の場合は両方とも補助がないということですか。

(担当課) そうです。半田市としては蓄電池に対する補助を行います。協調補助で半田市がやってないと県も補助がないという形になります。

(委員) 資料57ページ見ると、一応燃料電池でも4人家族の場合、二酸化炭素が1,500kg削減されると書いてありますので、こちらもいいかなと思ったのですが、採用されないのは何か理由があるのでしょうか。蓄電池と使う電気の量は変わらないからどうなのかなと思ったのですが。

(担当課) 燃料電池は基本的に都市ガスなどを燃料にしている、化石燃料をベースに作られます。今後大切にしていきたいのは再生可能エネルギーであるといった考えがあることから、補助対象としてはおりません。

(委員) 電気自動車の充電設備も対象外ですか。

(担当課) 対象外で考えています。愛知県の補助実績を見て件数が非常に少なかったということもあり、時期尚早かと考えています。まだ車種が限られたり金額が高かったりして、まだ需要が低いと考えて外させていただきました。

(委員) 家を買うのは一生に1回だと思うのですが、車だったら何回も買うということであれば、使う人も今後は現れてくると思いますがいかがですか。

(担当課) はい、様子を見ながら考えていきたいと思っています。実際本当に、件数が非常に少なかったということがあります。例えば、令和元年の実績ですが、例えば電気自動車の充電設備は県内でもたった20件でありましたし、さらに、一体的導入でHEMSなどと一緒に導入したのは3件だけでした。これを見ると、あまり力を入れてもどうなのかということもあり、今回は対象としておりませんが、今後は需要を見定めていきます。

(委員) 電気自動車自体の普及状況はどのようなのでしょうか。

(担当課) 数字まで把握はしていませんが、例えば、ディーラーで電気自動車などの環境配慮車に対する補助をやっているところも、あまり申請がないといったことは聞いています。なかなか買う方も限られているのではないかなと思います。

(委員) 単純に売れてないということですかね。

(担当課) はい。やっぱり車種の選択の幅も少ないことも起因しているのではないかと思います。ただ、これからどうなるかわからないということもあるので、必要と判断した時点で提案させていただきたいです。

(委員) 提案却下となった昨年度の補助金等判定会議では、県内最高水準を採用して単価を設定していましたが、庁内でどのような考えに整理されて今回の提案となったか教えてください。

(担当課) 今回はZEH設置者には16万2,800円で設定していますが、昨年はそれを40万円という県内でもトップクラスで高額な設定をしていました。そこまで高く設定しなくても良いのではないかといった意見もあり修正させていただきました。また、もっと使いやすいメニューを増やして、幅広く市民の方に行き渡るようにしたいということで、蓄電池の単独の補助などを入れさせていただいています。

(委員) この補助金等判定会議では、全然使う人がいないからそれをどうしたらいいかという議論がよくあります。この補助メニューも実際のニーズにあった内容となっているのかどうか掴みかねるところがあります。同様の補助をしている他自治体の状況も調べてみましたが、メニューも金額も異なることが伺えます。例えば、小牧市や稲沢市では、他メニューの補助額が半田市より多い一方で、一体型の補助メニューがなかったりしますので、これはニーズの有り無しを捉えて設定されているのかなとも思いました。半田市でも、この補助金額では設置しないというような方がお見えになるかもしれませんので、メリハリをつけてニーズがあって必要なところにはもっと補助金を出すという考えがあっても良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

(担当課) 実際に愛知県内で補助を実施している自治体の様子を見ますと、やっていな

い自治体が少ない状況です。54自治体のうち46自治体は、何らかの形で補助をしています。ちなみに、やっていないところは知多半島が多いような状況にあります。そのような状況の中で、補助を出して応援しているところを見せたいというところがありまして、去年の会議でのご指摘も踏まえて、どこの単価を採用しようと考えたときに、愛知県の補助単価を設定してしまったところがあります。そういうところで折り合いをつけてしまったところもあるのですが、ZEHという高性能外皮がついたタイプに対する補助については、我々も環境基本計画の中でそれを増やしていくことを掲げていますので、外すことはできませんでした。来年度以降、実績を見ていきますが、認めていただいた予算の範囲で、例えば蓄電池の一体型の方が多いということであるならば、来年度以降はきちんとそうした実績を反映させた見直しをしていきたいと考えています。

(委員) 一旦補助の決定をしたものは、取りやめるにはなかなか理由をつけるのが難しいと思います。こうして、時代のニーズに合っていないような補助金もずっと計上しているようなところはこれまでも見えていました。しかし、やっぱり必要とされるものに補助をしっかりと出していくということであれば理解できる話であるので、今後の実績もきちんと把握していただきたいと思います。

(委員) このような住宅関連の補助は、家を買うような若い世代の方が興味を持っているといったことを周りでも聞きますね。

(担当課) ハウジングセンターにお話を聞きに行ったりもしてみたのですが、仰るとおりそのようなことがあるようです。家を建てる場所を決めるのに、この補助があるかないかを考慮して決めるといったことも考えておられる方もいると聞いています。若い方は興味のある方が多いですし、それがきっかけになったりするケースも中にはあるんだなということは感じました。

(委員) そうやって家を建てる場所を決める要素に補助金もあるとしたら、これから人口が減っていくことに対する取り組みとしても、こうした補助を手厚くしていくなど考えられてもいいかなと思います。

(担当課) 来年度以降は、アンケートを取りながら、皆さんの声を聞いていきたいと思えます。今はこうした声を聞く機会もあまりありませんので、この補助を実施することができたら、意見を伺いながら、より良い補助にしていけたらと考えます。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

アンケート等により市民のニーズを見極め、補助金のメニューや金額、件数を随時考慮しながら事業を進めていくこと

高齢介護課 補助金－1 シルバー人材センター補助金

この補助金は、昭和56年度から、半田市シルバー人材センターへ交付しているもので、高齢者の健康の増進と生きがいを高めるため、働く場所を提供する業務に要する経費を補助しているものです。令和2年度末の会員数は491名で、昨年度末より8名増加したものの、定年延長など社会状況の変化により会員の確保が難しい状況となっています。生産年齢人口が減少する中、高齢者の労働力は必要とされており、高齢者が就業機会を得ることによる生きがい作りや、健康増進、介護予防などにも効果が期待できることから、今後も継続的な補助が必要であると考えております。

令和4年度の協議額は、昨年度と同額の1,317万4,000円としております。当センターの令和2年度決算は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり「赤字決算」となりましたが、受注回復の可能性を考慮して据え置きとしています。昨年度、この補助金の承認条件とされた、「経年比較資料で予算案（前年度資料）と予算額（当該年度資料）が大きく補正されている現状などから、予算決算の在り方や財政健全化に向けた具体策など答えられるよう、踏み込んだ協議を行うこと」については、シルバー人材センターと協議し、大幅な補正が生じないよう予算案を精査することとしました。精査する中で、営業車をリースに切り替えるなどで経費削減に努めました。また、「事業費補助を原則とし、国補助金のうち高齢者活用現役世代雇用サポート事業費の積算根拠について精査すること」については、国の補助制度において人件費が補助対象とされており、シルバー人材センター運営経費の75%が人件費であることから、事業費補助を原則とすることは困難です。この高齢者活用・現役世代雇用サポート事業費の積算については、資料1のとおりで、市が国と同額を補助することとなります。

続きまして、委員からの事前質問についてお答えします。1点目のご質問「令和3年度上半期の受託事業収益、独自事業収益の実績」については、8月末までの実績として、受託事業収益が9,303万1,122円、独自事業収益が1,291万785円でした。2点目のご質問「令和4年度予算でそれぞれの収益を、令和2年度実績の5%増とした根拠」については、当センターが継続的に経営するため必要な収益を見込む中で、企業努力として各収益5%増を設定したものです。3点目のご質問「介護予防生活支援総合事業の予算額が令和2年度と同額であるが、訪問介護サービスBの事業展開を提案していく中で、どのような意見があったか」については、訪問型サービスBの事業を拡大して予算を増額するよう要望しましたが、当センターとしても担い手不足が課題として挙げられ、新規受け入れが困難との意見がありました。市としては、今後も引き続き協議を重ねてまいります。担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 会員数が昨年度から8名増加の491名という説明がありましたが、これだけ高齢化が進んでいるのに、なかなかシルバー人材センターの会員が増えないのは何が原因と考えますか。

(担当課) 定年後の集いの場は様々なものがあります。半田市でもげんきスポットですとか色々な活躍の場が出来ているように、選択肢が増えて退職後はここといったものもなかなかありませんから、シルバー人材センターの会員数も、高齢者の増加に連動して増えていく状況ではないと認識しております。

(委 員) 以前に実施した会員へのアンケートの結果では、収入を得たいという人が半分以上いた記憶があります。確かにシルバー人材センターが立ち上がった頃はそういうボランティア的な立ち位置が主流だったように思いますが、だんだん収入を得るためということにシフトしてきたように感じます。

(担当課) 収入を得たいかどうかというアンケート自体は、最近とっておりませんので、その目的については感覚的なところもありますが、収入はあればあるに越したことはないとは思いますが、ただ、若い方と同じ給料で働こうとしても難しい面もあるため、収入も低くなってしまうものと思われれます。そうした中で、やはり今まで自分が培ってきた才能を生かせる場ということが、シルバー人材センターの意義の一つではないかと思えます。

(委 員) 訪問介護サービスBの事業展開を提案したものの、担い手が不足したという話がありました。会員数は491名と多いのですが、1回も就業していない人はどれくらいいるのでしょうか。

(担当課) 資料67ページに令和2年度の事業報告書をつけさせていただいております。三段落目に年間就業率が出ており、コロナウイルス感染症の拡大の影響等で下がってはいますが全体の会員数から見た就業の割合は82.7%となっています。

(委 員) 資料64ページのシルバー人材センター経営状況の経年比較資料の令和4年度予算額に、令和2年度実績に5%の増加(努力目標)分を見込むと記載されています。企業努力として具体的にどのようなことをするのですか。

(担当課) 登録はしているものの、人によっては今までの経験を活かしたり、自身の能力に見合った仕事を選択している部分もあるのではないかとこの話を理事会でもしているようです。こうしたところを改善できるように、今まで実績が伸び悩んでいる訪問型サービスBや新規事業などを具体的に会員に伝え、マッチングしていくこと

で就業率を上げていくと聞いています。

- (委員) 5%はかなりの金額になるのですが、これだけの努力で増えたらどこもそんなに苦勞しないかなというのが率直な感想です。例えば特別養護老人ホームのベッドメイキング班をつくってベッドメイキングに何うとか、多分今もあるかと思うのですが、数か所あるグループホームの朝食づくりを一手に引き受けるなど、具体的な努力がなければこの数字を達成するのはすごく大変だと思います。
- (委員) 提出資料で、4月から8月までの数字を単純に5で割って1.2をかけると、現状のとおりでも令和4年度の予算額に達するところをみると、こうしてあえて5%の努力目標のように書く意味は何なのかなと思ってしまいます。そうであれば、もっと単純に受取事務費の割合を10%から15%に上げるだけでいいのかなとも思えてしまいます。あるいは、最低賃金が上がるのでその分を上乗せするなど色々な考え方があるかと思いますが、このあたりはシルバー人材センター側とは話し合いをしているのでしょうか。
- (担当課) 事務費や最低賃金の話は、シルバー人材センターからも要望を受けて協議しています。単価については上げたいとは思いますが、事務費については、消費税が改定されたときに8%から10%に変えたところなので、社会情勢を踏まえながら、協議を継続していきたいと考えています。委員に色々ご提案をいただいたとおり、介護分野など全国的に人手が不足している業種について、シルバー人材センターに参入していただければと担当課も考えております。こうしたことも、やってみてもらえませんかということはお伝えしているなか、会員への周知に力を入れていただき、就業率を上げて収益も上げていただきたいと考えています。
- (委員) 就業率が上がっても、多くの部分は働いてくれた人に分配金という形で流れていくことを考えると、単純に仕事の量を増やしても、シルバー人材センター自体の収益の大幅増にはつながっていかないのではないかと思います。やはりプラスアルファの部分のいかに考えるかが大事で、法人の自主事業を例にとってみても、利用料に3割程度上乗せしていただかないと、事業として運営していけないのが実情です。今後会員数が減少していくことも想定してやってほしいと思います。これからは定年の延長もあり、会員になろうという人はどんどん減ってってしまうことも考えられます。シルバー人材センターには、こうしたことを踏まえて将来的な設計を描きながら具体的に検討してほしいと思います。
- (担当課) 請負を増やしても実際にシルバー人材センターに入ってくるのは請負単価の10%だけです。ですから、先ほど申しあげました介護報酬など、従来取り組んでこなかった事業で収益になるようにしていきたいと考えているところです。私どもも

他の自治体がどのように運営しているかを参考にしながら、できる限り自主的に経営できる団体にしていきたいです。

(委員) シルバー人材センターの経営層の方は、そのようなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

(担当課) 持ってないとは思いません。ただ、現状においても仕事と会員のマッチングが難しい面などがありますから、協力できる部分は協力していきたいと思っています。

(委員) コーディネート力がすごく大事です。この人にはこういう仕事が合っているということを考えないと、なかなか会員にお仕事回らないと思います。そこは少しずつコーディネート力を上げていってもらって、マッチングが上手くいくようにしていただきたいなと思います。

(委員) 資料65ページの運営費補助の上限額についてお聞きます。運営費がBランクで533万9,000円で、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業費補助は、783万5,000円としていますが、これが国と市の補助上限ですか。

(担当課) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業費補助の上限は1,500万円になります。

(委員) 1,500万円ということは国と市で750万円ずつということではなく、それぞれ1,500万円ずつということですね。

(担当課) そうです。また、国庫補助の条件として、市は国庫補助と同額以上の補助金を支出する必要があります。

(委員) 上限の1,500万円ずつ取りに行こうとすれば可能ではあるけれども、783万5,000円とした理由は、企業努力をする範疇だからそこまで必要ないという判断ですか。

(担当課) 企業努力もそうですが、公益社団法人は収支均衡が原則となるため、収入と支出の事業費の差分を最終的に補助金で充てざるを得ないことになります。実際には事業費の内訳として、サポート事業で支出するものと収入するものを振り分けた結果がその金額となるということです。

(委員) サポート事業費補助は、シルバー人材センターの自前財源604万円程度とありますが、これだけ払う能力があるから補助はこれだけでいいという判断ですか。

(担当課) こちらは、資料64ページで当期経常増減額がプラスマイナス0となるようにしているのですが、サポート事業費補助については受けようと思えば、これを増やすことは設定としては可能なのですが、そうすると結局、支出に比べて補助金が多く入ってくる形になるので、いわゆる翌年度繰越金のようなものが発生してしまい

ます。ですから、そこを発生させないように踏まえた補助金額としています。

(委員) 資料 6 5 ページの積算根拠の金額 A という列は、何年度分の数字でしょうか。

(担当課) 令和 4 年度分の数字です。この A の金額が補助合計とイコールの数字でない
のでわかりづらくて申し訳ございませんが、例えば 1 番上の基本給の 4 0 2 万
3, 6 0 0 円については、その補助対象額が 4 0 2 万 3, 6 0 0 円、この
うち補助する部分が 3 6 8 万 8, 0 0 0 円、残りが一番右の列にあるように
シルバー人材センターが自前財源にて支出するものです。

(委員) この数字はどこから持ってきた数字ですか。円単位まで表記されているので決算
の数字のように見えますが。

(担当課) 資料 6 4 ページの右から二つ目の列に令和 3 年度予算額欄に令和 3 年度
の内訳がありますが、令和 4 年度については細かいところが出ていないので資料
1 にそれぞれの事業費として算出しています。また、資料 8 1 ページの収支予
算書内訳表に詳細は記載しています。

(委員) 総額は資料 6 4 ページで確認できますが、内訳は資料 8 1 ページで見た方が
いいということですね。例えば、サポート事業費の人件費は、どこにあたるかはわ
かりますか。資料 8 1 ページの法定福利費 2 1 0 万 3, 0 0 0 円というのは、
資料 1 のどこにあたりますか。

(担当課) 少し確認させてください。

(委員) 聞き方を変えます。資料 6 5 ページの高齢者活用・現役世代雇用サポート事
業費で、正職員 1 名と臨時職員 4 名をみていて、その人件費のうち社会保険
の項目、法定福利費が 2 1 7 万 6, 3 0 5 円とあるのに、資料 8 1 ページ
ですとサポート事業の法定福利費は 2 1 0 万 3, 0 0 0 円になっているので
すが、これは何なのでしょう。

(担当課) 申し訳ございませんが調べさせていただきます。

(委員) この 6 5 ページの資料 1 は誰がつくったものですか。

(担当課) シルバー人材センターが国費を申請する段階で作っているものと認識していま
す。この資料 1 の予算額がどこの数字といきあっているかを再確認して報告させ
てください。申し訳ございません。

(委員) 資料 6 4 ページと資料 6 5 ページも両方ともシルバー人材センターがつくったも
のなののでしょうか。

(委員) 例えば、資料 6 4 ページの令和 4 年度を受取市補助金は、1, 4 2 7 万
4, 0 0 0 円としているにもかかわらず、資料 6 5 ページの補助金額では 1,
3 0 0 万円程度を計上しています。1, 4 0 0 万円必要としているのか、1,

300万円がいいのかどちらが正しい数字ですか。

(担当課) 令和4年度は、令和3年度交付予定額の1,317万4,000円に据え置くようお願いして作っていただいたものと思います。

(委員) それに合わせて作るということであれば、当然、この資料64ページの数字もそれに合わせていかないと、全体の収支が変わってきますよね。

(委員) 資料1の金額Aは令和4年度予算額だとお話されてるんですけども、1円単位で載っているものですから予算なのかどうなのかもう一度調べていただけますか。

(担当課) わかりました。こちらについても再確認して報告します。

(委員) 別の質問をお願いします。資料65ページの運営費補助費積算のうち、退職金掛金で318万9,503円とありますが、予算書でいくとどこにあたるのですか。退職給付費用という項目でしょうか。

あわせて聞きたいのですが、通常、正職員1名の退職金の1年の掛金が300万円になることなんてあるのでしょうか。

(担当課) これについても再確認したうえで改めて報告させていただきます。

(委員) 同じ資料65ページの高齢者活用・現役世代雇用サポート事業費補助積算の中で、パソコンに関する費用が多く計上されています。P CリースでA社に50万円とB社に150万円、別に保守が35万円くらいなど、この事務所の規模もわかりませんが、この費用が妥当であるくらいの台数があるのですか。

(担当課) 人数に対してそこまでの台数を補助する必要性があるかというご指摘であることは理解していますが、数量がわからないため、改めて確認させていただきますでしょうか。

(委員) 正規職員1名、臨時職員4名で計5名であれば、パソコンも5台でいいとして、ここまで費用がかかるイメージはわからないので、確認をお願いします。

(担当課) ここに記載している職員数に含まれてない部分もあります。運営費補助分ではあくまで2人分しか補助の対象になりませんが、それ以外のものがこちらのサポート事業費に計上させていただいている部分です。資料に現れている職員数としては合計で7名なのですが、あと2名ここに入っていない職員もいます。いずれにしても、台数と人数の関係性は確認させていただきます。

(委員) ここはこの補助をするための積算根拠になる数字です。すぐに答えられるようにしてください。

(担当課) 先ほどのご質問でお答えできなかった部分に関して確認させていただきました。まず、ご指摘のあった資料65ページの退職金掛金についてですが、これは資

料作成の際の転記ミスで、31万8,503円を31万8,503円としておりました。そして、これは予算書で、退職給付費用14万8,200円に計上されるものでした。

また、資料64ページと資料65ページの関係ですが、資料64ページはまずシルバー人材センターから要望額としてもらったもので、予算案の段階で作成したものです。当期経常増減額を0とした場合の補助額はいくらになるかということで、1,427万4,000円を掴んでいるものです。それをもとに、担当課の方で前年と同額の補助額で再度計算したものが資料65ページの積算根拠となっています。

そして、追加で配布させていただきました、資料65-1、65-2が、資料65ページの金額の基礎となる資料で、金額Aの列に千円未満の端数がつく点についても説明させていただきます。そもそも、資料64ページの費用は、消費税等々の割戻しを含めて、最後に各項目の1,000円以下の金額を丸めて算出していますが、資料65ページの積算の基となっているものは、金額を丸める前の個別の person 費や管理費の内訳を積み上げて補助額を算出しているため、金額Aは円単位まで表示されています。

資料65-1の二重野線で囲んであるところ、上段の person 費350万円、下の管理費18万3,900円、この二つの合計が資料65ページの person 費分と管理費分の補助額の53万3,900円となります。裏面の補助対象合計のうち、サポート事業の合計78万3,500円の内訳を改めて person 費、印刷製本費、通信運搬費等にまとめさせていただいたものが資料65ページの表です。これを提出させていただければよかったのですが、今回改めて資料1として作り直す段階で転記ミスがありました。誠に申し訳ございませんでした。

パソコンの台数につきましては、補助対象となる7名のほかに、それ以外の職員が2名いるということで、1人当たり1台、全体で9台ということが確認できました。賃借料のリース部分の表記でA社、B社とありましたのは、端末のリースとシステムのリースをそれぞれ人数分契約しているということで、保守についても全体の9台分で35万6,400円を補助対象経費としているということです。こちらの差し替え資料には台数などを追記させていただきました。

先ほどご指摘いただいた部分について、あらためての説明は以上となります。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

以下 2 点をシルバー人材センターに申し入れをすること

- ① 自主事業をもっと考えるなど、シルバー人材センターが補助に頼らないような法人体制を考えていくこと
- ② シルバー人材センター会員と仕事を上手くコーディネートする、マッチング力を強化してほしい

また、シルバー人材センターから提出された書類を高齢介護課でチェックする体制をつくり、精査した書類を補助金等判定会議に提出すること。

地域福祉課 補助金 - 2 社会福祉協議会補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、半田市地域福祉計画の基本理念である「誰もが自分らしく生きられるまち・はんだ」の実現を目指し、社会福祉協議会が行う「ふくし井戸端会議」「ふくし共育」などの地域福祉推進事業に対する補助金です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条第 1 項において「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施などにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、本市の福祉活動において中核的役割を担っております。

また、社会福祉協議会と連携して、本年 3 月に策定いたしました第 2 次半田市地域福祉計画におきましては、地域の福祉活動基盤を継続発展させるとともに、新たな福祉課題にも果敢に挑戦していくことを目指しており、今後も連携を密にして地域福祉の推進に取り組んでいきます。

続きまして、令和 4 年度の補助金協議額について説明をさせていただきます。協議額は、資料の 89 ページの協議書に記載のとおり、令和 3 年度と同様の 1650 万円とさせていただきたいとするものです。積算根拠につきましては、下段右側の記載のとおりです。

次に、昨年度の補助金判定会議における指示事項についてご説明します。補助金判定会議結果一覧表に記載のとおり、「これまでの補助目的（総務グループの人員費）と異なるもの（地域福祉推進事業補助）となっているため、半田市の福祉のあり方を社会福祉協議会と協議すること」とご指摘をいただきました。

しかしながら、昨年度の補助金判定会議で補助目的を説明した際にも申し上げましたが、平成 27 年度の補助金判定会議において、当該補助金は地域福祉推進事業に対する補助金と説明させていただき、今に至っております。決して昨年度の判定会議において補助目的を変更して説明した訳ではございませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の方からいただきました事前質問について説明いたします。

【質問②】13ページの重層的支援体制整備事業の進捗状況について簡単に説明をさせていただきます。この事業は今年度から開始したものです。予算上はアウトリーチ継続的支援事業という名称で、国が掲げた重層的支援体制整備事業の準備事業として実施しています。8050問題やヤングケアラー、ひきこもりなど、地域の中で複合的・複雑化した課題に対応する国が定めた事業です。

対象者の課題類型といたしましては、ひきこもり・不登校が19件、病気健康障害に関するもので13件、居住関係11件、家族関係10件、その他、という状況です。支援種別としては、対象者の課題の解きほぐしや、関係機関との連携を図る多機関協働が50件、対象者等へ訪問し相談を行うアウトリーチ支援が17件、社会的孤立している方の社会参加を支援する参加支援が3件です。これは重複する場合がありますので、数が一致するわけではありません。

また、事業の推進に当たりまして、半田市全体の重層的支援体制整備事業を効果的に実施していくために、日本福祉大学の原田教授に、アドバイス助言等をいただいています。そして現在、本市と社会福祉協議会の合同勉強会、企画等を開催し、よりよいものにしていくために試行錯誤を繰り返し進めているところです。

【質問①】重層的支援体制整備事業と、住宅確保要配慮者居住支援事業、成年後見事業の活動実績と、令和4年度の予算について説明させていただきます。

重層的支援体制、住宅関係、成年後見の3事業は令和3年度から開始したもので、現時点では実績が出ていませんが、担当課等回答欄に「各事業の活動実績は別紙のとおり」と記載してしまいました。そのため、令和3年度の社会福祉協議会の計画を補助金等質問一覧表の11-12ページに記載しました。

また、令和4年度予算への反映については、重層的支援体制整備事業は市の委託事業ですので、概ね令和3年度と同等額になるのではないかと見込んでいます。他の2事業は社会福祉協議会に確認しましたが、今現在は未定となっています。担当課からの説明は以上です。

【質疑】

(委員) 重層的支援体制整備事業・住宅確保要配慮者居住支援事業・成年後見事業の令和4年度予算への反映が未定ということですが、予算内容を見ると3人の人件費としていますよね。事業を進める上で人が要らなくなることはないと思いますので、令和4年度の予算が未定という説明は少し変ではありませんか。

- (担当課) 先程簡単にしかお答えできていなかったので申し訳ございません。重層的支援体制整備事業については令和3年度と同じ3人体制で同等額になる見込みです。残りの2事業については社会福祉協議会の独自事業のため、現時点では具体的にお答えすることができず、未定と回答しました。
- (委員) 積算根拠にある地域福祉推進事業費補助の3エリアで1,650万円という補助がどこにあたるか教えてください。重層的支援体制整備事業は、昨年、国からお金が出るので手を挙げたという説明を受けた気がしますが、この1,650万円というお金はこの人たちを対象としているわけではないということですか。
- (担当課) 重層的支援体制整備事業は委託事業ですので対象ではありません。
- (委員) この3人は、ふくし井戸端会議やふくし共育、一般の福祉事業の業務を行うということですか。
- (担当課) 社会福祉協議会に行っていただく地域福祉推進事業に充てるものとして、3人分の補助金を交付しています。
- (委員) 重層的支援体制整備事業の分は、この補助金の協議額には入っていないということですね。
- (担当課) 入っていません。
- (委員) 重層的支援体制整備事業の委託料は1エリア550万円の3エリアですか。
- (担当課) 基本的にそのように計算しています。
- (委員) 1つ確認ですが、93ページの「①当初の収入額」内訳の令和3年度①には各事業での令和3年度の収入額が計上されていますか。
- (担当課) これは事業毎にこれだけの収入があるということを書いたものではありません。この事業を行うに当たり、少なくとも収入がこれくらいあれば事業が行えているということを表しています。
- (委員) どちらかという支出額がここに計上されているということですね。
- (担当課) そうです。そのように考えていただいて間違いございません。支出をするには、同等の収入が必要になりますので、事業ごとに収入を振り分けるとこのような表になります。
- (委員) 可能であれば、「①の当初の収入額」ではなく当初の支出額と書いたほうがわかりやすいと思います。
- (担当課) 申し訳ございません。今後もっとわかりやすいものにします。
- (委員) 先程の事前質問②の回答について、実績が色々ありますが、予算に対して今の事業実績でどれくらいの予算を消化しているかわかりますか。例えば、重層

的支援体制整備事業ならば今80件の事業を行っていますが、2,100万円の予算に対してどれだけの支出があったのでしょうか。

(担当課) この重層的支援体制整備事業に係る費用は、ほぼ人件費です。新しくコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）の3人への給与が基本となりますので、これが支払いの相当を占めます。

(委員) そうすると1,650万円ではいはいではないでしょうか。これは住宅確保要配慮者居住支援事業なども一緒ですが。

(担当課) 先ほど申し上げましたが、社会福祉協議会の独自事業について地域福祉課がお答えすることは出来ません。

(委員) 予算に対して今どれくらい支出したかはわかりませんか。

(担当課) すみません、そこまでは確認できません。イメージでお話させていただきますが、重層的支援体制整備事業の予算をどのように支出したかを社会福祉協議会が管理していればお答えできると思いますが、恐らくそのような会計処理がされていないのではないかと思います。重層的支援体制整備事業の委託費など、多くの歳入がある中で、重層的支援体制整備事業の予算からCSWの人件費等にいくら支出しているのか、合計でどれくらいを支出していますというような、概念的なものはないと考えています。

(委員) 継続している事業なら問題ないですが、これは新規事業なので来年度の予算を検討していく上で、やはり途中経過をチェックしておかなければいけないと思います。新規事業に約3,000万円、それぞれ重層的支援、住宅確保、成年後見の三つの項目でそれぞれ約2,100万円、600万円、300万円を始めていますが、同額を来年乗せるだけではなく、不足していないか、過剰ではないかなどのチェックは必要ではないですかという質問です。

(担当課) 繰り返しの説明になるかもしれませんが、社会福祉協議会は市からの委託や補助、寄附金を集めることなどの収益を上げる事業によって歳入があがっています。そういった中で、社会福祉協議会が喫緊の課題や取り組むべき事業を精査した結果、住宅確保、成年後見事業にも取り組んでいると考えています。したがって、この2事業につきましては市からお願いをしたわけではなく、社会福祉協議会の独自事業となりますので、これを継続していくのか否か、ましてや規模をどうしていくのかということは、社会福祉協議会が考えていくべきものだと考えています。

(委員) 市が介入する問題ではないということですね。

(委員) いいえ、重層的支援体制整備事業は委託をしているので、市が介入する問題

ではないということは違うと思います。

(担当課) 重層的支援体制整備事業は委託ですが、今は住宅確保と成年後見の話をしています。

(委員) 住宅確保と成年後見事業だけではなく、3つの事業について私は質問をしました。

(担当課) 重層的支援体制整備事業につきましては、本市が委託している事業ですので、適正か否かを適切に判断すべきと考えています。しかし、繰り返しになりますが、住宅確保と成年後見は先ほど答えたとおりです。

(委員) 重層的支援体制整備事業と住宅確保要配慮者居住支援事業・成年後見事業は違うということですね。

(担当課) 住宅確保要配慮者居住支援事業と成年後見事業は、社会福祉協議会の独自事業で、市の補助金や委託で行っている事業ではありません。

(委員) やはり重層的支援体制整備事業は新規事業でもあり、一番金額的に大きいのでチェックをしないといけないのではないですか。

(担当課) おっしゃるとおりです。

重層的支援体制整備事業は国が進めていこうとしている中で、半田市も手を挙げて取り組んでいますので、その進捗状況や規模、体制というのは、適切な判断をしていきたいと考えています。

(委員) 独自に社会福祉協議会が行う事業と市が補助金を出すべき事業は切り分けができるはずですが、それ以外にも社会福祉協議会が独自に行う事業の中には収益が上がる事業と、そうではない事業があると思います。収益が上がる事業はその事業の中で、お金を回してくれれば良いと思いますが、採算性がないことを受けるところが社会福祉協議会や社会福祉法人の役割だと思しますので、そこに対して、お金を入れてあげて組織の維持を図るという意図が補助金にはあると思っています。要はその補助金を支出するに当たり、どの部分を支えているのかがわかりづらいと思いました。

(担当課) 確かにこの問題は今に始まったことではありません。収益の無いふくし井戸端会議やふくし共育を行うため、事業費補助という形で補助しています。

(委員) その補助に、3人必要だという理解でよろしいですか。また、エリア等に関しても説明してください。

(担当課) そうです。そもそも2年前までは5人でした。昨年、5中学校区で3人は適正なのかという話もあったと思います。ただし、社会福祉協議会の中で、ふくし井戸端会議、ふくし共育を行っている者は特定の3人というわけではなく、地域福

社推進事業を行うに当たり550万円×3人分の人工賃がかかるとして補助するものです。

(委員) 2年前まで5人が各中学校区で地域づくり事業を行っていたので5人×550万円の2,750万円を補助していたということですか。

また、重層的支援体制整備事業が始まったので、人数が変わったということですか。

(担当課) はい、以前は5人×550万円の2,750万円を補助していましたが、令和3年度から人数を変更しています。

(委員) 現在、地域づくり活動事業と重層的支援で、合計で6人いることになりませぬ。しかし、今まで5人だったものが6人いるようになったので、地域づくり活動事業と重層的支援でそれぞれ3人ずつに分割し、地域づくり活動事業では550万円×3人分の1,650万円の市の補助、重層的支援では同額の国の補助が入るという認識であっていますか。

(担当課) はい、そのような認識であっています。

(委員) 国の補助が入る重層的支援体制整備事業は3人分だけではなく、さらに増やすことはできませんか。地域づくり活動事業の3人分も含めて重層的支援として6人分の国の補助を取りに行けば補助ではなく全て委託にできるのではないかという議論をするべきだと昨年指摘をしたと思いますが、議論はしましたか。

(担当課) 令和2年度に、令和3年度予算をつくるに当たって議論しました。

(委員) 昨年度は国の補助要綱がわかりづらいところがあったと思いますが、事業を始めて1年が経ち、国の要綱や補助の基準が明確になってきていると思います。よって、重層的支援の3人だけではなく地域づくり活動事業の3人も含めた6人分の委託事業とすれば、事業費の4分の3が国の補助対象になると思いますが、いかがですか。

(担当課) 重層的支援体制整備事業の補助対象事業は明確に決まっており、ふくし井戸端会議等の地域づくり活動事業の3人分を重層的支援に持っていくことはできません。

(委員) 重層的支援体制整備事業の人件費の補助は3人以上取ることはできないということですか。

(担当課) いいえ、そういうことではありません。人件費6人分を国の補助で取りにいけば市の補助金の削減になるという考え方はあると思います。現在、アウトリーチ継続的支援事業を行っていますが、事業開始から半年が経ち、事業開始の年度当初に比べ、事業の内容や様々な課題が見えてくる中で、実際にこの3人体

制が適正かどうかはまだ結論が出ていません。重層的支援体制整備事業は令和3年度から準備事業として、実施しております。本格実施は令和5年4月からを予定しています。本格実施に向けて様々な課題がありますので、令和4年度中に解決していくとともに、令和5年の本格実施の際には、何人体制で実施するのかを整理して、適正な人員で臨みたいと考えています。

- (委員) 地域づくり活動を行うために1人当たり550万円で3人分の1,650万円の補助をしていますが、3人では事業が回っていかないため、国の補助が入っている重層的支援事業の人に手伝ってもらっているということですか。つまり、補助と委託で実施する人が分かれているはずが、実際は分かれていない場合があるため、整理することが難しいという話ですか。
- (担当課) CSWの3人はCSWの仕事だけをしているわけではないと思います。社会福祉協議会は様々な業務を行っていますので、人工賃を正確に算出しようとすれば、無理やりにでも整理をしていかないと、説明が出来ないと思っています。
- (委員) 地域福祉課としても、地域づくりの活動を行う3人は必要だと思っていますか。必要だと思っているのであれば、それを補助ではなく委託にする考えはありますか。
- (担当課) ふくし井戸端会議等を委託で出来ないかということは考えています。
- (委員) 委託を考えているのであれば、重層的支援体制整備事業と絡めて上手に補助を取り、委託をするという考え方があると思います。
- (担当課) ふくし井戸端会議やふくし共育などの事業とCSWが行っているアウトリーチ、多機関連携等を行う重層的支援体制整備事業は、全く別の事業です。重層的支援体制整備事業は、複合的・複雑化している課題を持つ対象者をどう支援するか、そのことでCSWに動いてもらうものです。一方で、地域福祉推進事業は、地域の課題を共有し、みんなで考えていくものです。また、小中学生にふくし共育という形で福祉の拡充、将来の人材確保に向けた活動をしています。これらは重層とは明らかに異なるため、それぞれの事業を関連付けて委託をすることはできません。
- (委員) それらの事業は明らかに交われないのですか。
- (担当課) それぞれの事業が全く交わらないかといえばそうではありません。しかし、重層的支援体制整備事業の個別支援や多機関連携、アウトリーチは間違いなくCSWの特化した仕事なので、誰でもできるものではありません。そのため、地域づくり活動とは明確に異なります。
- (委員) ふくし井戸端会議、ふくし共育等がありますが、ふくし井戸端会議を主として行っ

ている人たちは生活支援コーディネーターですか。生活支援コーディネーターは1人当たりでお金が出ていますよね。福祉教育事業で、ふくし井戸端会議と子どもに対してのふくし共育を行う必要があるため、1,650万円の補助が要りますという話でしたが、子供に対しての活動は一般募金の配分金の中からお金が入ることに加えて生活支援コーディネーターにもお金は入っているので、既にお金はあるのではありませんか。

(担当課) 生活支援コーディネーターがふくし井戸端会議を行っているということではないと思っています。社会福祉協議会の色々な人が様々な事業に関わっており、この事業しか行っていませんということはありませんので、明確に担当分野を分けることができません。今までも社会福祉協議会はこのように動いてきていますので、縦割りのセクションごとに事業費や予算が分かれているわけではありません。

(委員) 明確に担当分野をわけることは難しいと思います。しかし、この補助金は法人運営事業費に、1,650万円を払うということですよ。そこに様々な事柄が関わってくるので、人ではなく、事業をしている人たち全体で1,650万円を使って下さいということですか。法人運営事業費なので、事務方の人にお給料が支払われるのではないかと思いましたが、先ほどの話を聞くとそうではないですね。ただし、社会福祉協議会が最初は、1エリア550万円で5エリア分の補助をもらい、お金がたまってきたら今度は違うことに使いますよと、その都度その都度で言うことが変わってきています。大きな目標というか大きな描いているビジョンのようなものがあり、それに向かって計画を立ててくださいということを色々な人に言いますが、当たり障りないような計画しか出ていません。例えば、具体的な支援を行いたいのので五つの中学校区に分けるわけでもなく、5中学校区で最低限3人いれば大丈夫なので3つに分けるというわけでもなく、ただ、整理整頓するために3つに分けています。というような計画です。そこに加えて重層的支援体制整備事業の人がついてきますという感じになっているので、半田市として、重層的支援体制整備事業の中で、我が町の包括的支援体制とは何かというものを描き、事業を進め、半田市の地域福祉をどうしていくかを考えていくべきだと思います。市と社会福祉協議会で共通の認識がないのでこういうことになっているのではないかと思います。

(委員) おっしゃるとおりです。昔からの経緯を言えば、社会福祉協議会の中で総務グループだけ収益がでない総務的な仕事を行っているため、そこに対する補助は人件費を補助することがよいということで始まりました。しかしながら、人件費補助の対象は変化していき、5中学校区の支援拠点をつくるために、地域づくり補助

金という形で、5人に対して補助を行っていました。しかし、それに重層的支援体制整備事業の話が加わることで、何に対して補助しているのかがわからなくなりました。社会福祉協議会との話し合いの中で、お互いが都合いいように話をしてしまう可能性があるのも、何に対しての補助なのかぶれができてしまうと思います。市は地域づくりの3人に対して補助をしたいと考えていますが、その3人が何を行っているのかと重層的支援体制整備事業の関わりについて整理をしてください。

(担当課) 過去の補助金等判定会議の中で、運営費補助として5人の人件費を出すことはできなくなったと思います。そのため、事業費補助にすることになり、5人体制で各中学校区に1人ずつの人件費を補助して、地域福祉推進事業を行っています。しかし、この5人体制というのは、特定の5人というわけではありません。運営費補助をしてよいのであれば、総務グループの収益を生まない人たちに補助をしますが、社会福祉協議会の中で、収益が上がる事業もあるので、単純に同額を毎年5人に補助するのは検討が必要だと思っています。

(委員) 3エリアの3人に対して補助をしていますが、その補助をしている3人が誰かということを確認にしてくださいとは言っていません。この地域づくり事業を行っていくには3人工が必要ということですね。3人工相当に、誰が当たっているということは聞いていません。この事業を実施するために何人工必要なのかを社会福祉協議会が積算して、補助をしているのではないですか。そのため3人工が妥当かどうかのチェックをどのような方法で行いますか。補助をする3人がどのような活動を行っているかを明確にさせるのではなく、地域づくり活動の事業を行うために、1年で3人工あれば事業をすることができますという説明が欲しいです。市として3人工が妥当だと納得ができればそれに対して補助をすればいいと思います。したがって、事業費補助を運営費補助に変えてしまった方がよいという議論ではありません。その整理を適切に行い、説明をできるようにしてください。

(委員) 地域づくり活動の事業に3人工が必要であれば、将来的には委託にすることを考えた方がいいと思いました。社会福祉協議会が他の事業で収益を出して黒字になったときに補助金額を見直す機会があればいいですが、このまま550万円×3人が続いていくのであれば、社会福祉協議会の経営状況や事業の必要性を把握し整理できるようにした方がいいと思います。

(担当課) 社会福祉協議会は社会福祉法人であるので公益性が強いですが、独自に収益を上げる事業をやらしてもらわないといけないと考えています。一方で、収益が上がったために市の補助金を減らすとなれば、社会福祉協議会のやる気をそ

ぐ原因になるのではないかと思います。しかしながら、お金が貯まっていけばいいという話ではないと思います。何のためにお金を貯めるのかを整理しつつ、ある程度収益を上げてもらい、事業を拡充していく努力もしていただきたいと思っています。

- (委員) 包括支援センターは予防のプラン、障がい者支援センターも障がいのプランを持ってかなりの収益を上げています。なぜならば、民間企業が実施しないからです。予防のプランは単価が低い、障害のプランは単価が高いものの担い手がないという現状があるので、民間企業が実施をしていません。補助金を減らされる可能性があるので収益を上げる事業を持たない方がよいという話を聞くことがあります。社会福祉法人しかそれらの事業をやる人がいないのではないかと思います。社会福祉協議会は市よりも専門性を持っていますが、市には人事異動があり、制度についてわかり始めた頃に人が変わるという弱点があると思います。そのため、力関係が社会福祉協議会のほうが強いのかなと最近思います。市が委託を出しているのにも関わらず、社会福祉協議会のほうが強いというような感じがあると思いました。したがって、半田市の福祉をどうしていくかというビジョンを持ち、そこを社会福祉協議会と共通のビジョンとして共有していかなければ、社会福祉協議会の言いなりになってしまいます。ちなみに、委託事業を直営でやります、というのはいないですね。今からは介護保険事業や障害事業もですが、人材がないので事業所として潰れていくところがあります。そのため、直営で事業をやっている事業所がありません。半田市の社会福祉協議会も直営のサービスを持っていないので、今から重層的支援体制整備事業を行うに当たり非常に問題ではないかなと思っています。重層的支援体制整備事業の対象者は高齢者だと介護保険制度、障害者だと手帳を持った障害者です。そうではなく、市が支援が必要だと認めた人に対して公的支援ができるということが重層的支援体制整備事業のポイントではありませんか。そのため、権限を持っているのは、半田市であって社会福祉協議会ではないので、公的サービスをどのタイミングで誰がどのように支援をするのかを社会福祉協議会と一緒に考えるべきだと思います。委託をしているので社会福祉協議会にお任せしていますというわけではないと思いますが、社会福祉協議会と話し合っていて決めていくことがいいと思います。また、社会福祉協議会は約1700万円の会費収入があります。毎年1700万円の会費収入があるものの、会費収入は徐々に減少していく中で、自力で何かしていかないと将来的に非常に厳しくなると思います。そのため、委託費や補助金もですが、市と社会福祉協議会が話し合い、社会福祉

協議会が自立できるようにしてほしいと思っています。

(委員) まず、今補助をしているものを委託にすることに関しては、慎重に考えたほうが良いと思います。なぜなら、委託をするということはそれが市の仕事だということになるからです。しかしながら、社会福祉協議会にはやるべき活動があり、その活動に市は賛同するので支援をするために補助金を出していますということが市のスタンスだと思います。そのため、委託するということは、その事業は市の仕事として整理していいのかを考えなければいけないと思います。先程、収益が多くなると補助金が減額になるということに関して、社会福祉協議会がよくは思わないという話がありましたが、補助金をもらわなくなれば、市から指摘等をされることなく自立することができると思います。定款に反しない限り、何をしてもいいので、自立ができるような道を考えて、自立してもらうのは、悪くはないと思います。

(担当課) 市からの補助金は将来的にある程度整理ができるのかもしれませんが、包括や障がいに対する業務委託を市で行うことは恐らく不可能だと思っています。特に、社会福祉協議会が中核として行っているケアプランや障がい者の計画作成は市ではできません。また、生活支援コーディネーター、ふくし井戸端会議等も市が委託等をしていなければならないと思っています。

(委員) 委託をやめれば良いとは言っていません。さらに言えば、包括は社会福祉協議会だけではなく、他にやっているところもあります。しかし、社会福祉協議会ではないといけない事業はあると思います。例えば、先ほど言われた障がい者の計画作成が当てはまると思います。そういった事業は社会福祉協議会がやるしかないと思います。

(担当課) そうですね。包括や障がい者センターは社会福祉協議会にしか出来ません。

(委員) 半田市の福祉がつぶれないように維持してもらうための補助金だとすれば健全だと思います。そして、委託費や独自の収益、寄付金だけで運営が回るのであれば、一番いい話だとは思いますが。

(委員) 今の状態で、社会福祉協議会が行っている仕事をやめるので、半田市でやってくださいと事業を投げられれば非常に困ると思います。例えば、包括支援センターも最初の頃は在宅支援事業所等があったので、市内の事業所に、委託していたということがおそらくあったと思います。しかし、全て分散されていたものを一括集中して、包括一本で行っているところなので、これをまた分散させるというのはこの事業所としてもそれを行う体力はないと思うのでなかなか難しいと思います。ただし、半田市の高齢者も2040年がピークだと言われているので、そこを境に少しずつフェードアウトとしていくと考えると、社会福祉協議会もいつまで

も補助金頼りでは難しいと思うので、自立した社会福祉協議会を目指していかなければいけないと思います。一般財団法人で、グッドガバナンス認証というのをいただける、第三者評価組織センターというところがあります。そこにはNPOだけではなく一般の法人はもちろんのこと、長崎の対馬の社会福祉協議会なども登録をしていて、社会福祉協議会として健全ですという第三者評価をいただいて自立していく、という動きが他市町村であります。したがって、少しずつ自立していく方に向いていかないと、財政的にも厳しいところがあると思うので、そこは将来的に考えていくべきだと思っています。

(委員) 89ページの補助金等執行協議書の積算根拠の計算式等についてですが、純資産増加分控除額に0円と記載がありますが、この点についても見直されたほうが良いと思います。年々、純資産が減少しているという状態で、純資産が減少する要因として、103ページの活動計算書の有価証券評価損というものが考えられます。売却損ではなく評価損なので、結局は評価したら悪かったので、時価を引き下げたということが純資産を下げた要因の1つであると思います。したがって、純粋な社会福祉協議会の運営によるものなのかどうかというところもあると思うので、どのような経緯で純資産の増加額をもとめたのかは不明ですが、そういったところを見直した方が良いと思います。補助金の額を減少させるものとして、純資産の増加が考えられると思います。そのため、補助金を十分もらおうと思えば、純資産を増やしてはいけないという意識があると思います。それゆえに、例えばここにある有価証券評価損は、上げるべきときに上げたものなのか、補助金が計算されるので上げたものなのかはわかりませんが、あるべき会計なのかわからなくなっています。積算根拠について純資産増加分という別の形での計算方法があるというと思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ① 半田の福祉をどうしていくかの明確なビジョンをもってもらうこと、補助に頼らない独立した法人体制を目指してほしいこと、の2点を社会福祉協議会に伝えていくこと
- ② 補助対象である3地区の地域づくり活動を行っていく目的や位置づけ、この事業に3人工必要な理由を整理し、今後の補助区分の在り方も検討すること
- ③ 積算根拠で補助対象人件費から純資産増加分を控除しているが純資産は会計上の処理で操作できてしまう危険性があるので、他の手法を検

討すること